2017年(平成29年)3月9日

## 藤沢市長 鈴木 恒夫 様

## 藤沢市個人情報保護制度

## 運営審議会会長 畠山 鬨之

生活困窮者自立支援事業に関することに係るコンピュータ処理について(答 申)

2017年(平成29年)2月20日付けで諮問(第841号)された生活困 窮者自立支援事業に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申 します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下 「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当 であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると,本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、2014年(平成26年)11月から福祉総務課に相談窓口 (地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」)を設けて生活困窮者自立相談 支援モデル事業(国庫補助事業)を直営により開始している。この事業は、2 015年(平成27年)4月1日に施行された生活困窮者自立支援法(以下 「法」という。)に基づく事業で、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者 に対する早期支援を行い、自立を促進することを目的としている。

自立相談支援事業(以下,「本事業」という。)は,窓口での面談や電話, 家庭訪問など多様な方法で相談を受け, 生活困窮者の抱えている課題を評価 分析し,そのニーズを把握, ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行わ れるよう支援プランを策定, 支援プランに基づく各種支援が包括的に行われ るよう業務を行うものとされている。

国(厚生労働省)は,法に基づく業務が効率的かつ円滑に行われるようにす るとともに,制度の実施状況を迅速に把握する観点から,国が作成した自立支 援統計システム(相談者の相談内容や基本情報等を入力したものを統計処理す るシステム)により相談情報の管理と入力情報を統計処理し,国への実績報告 を行うことを求めており,法施行後において,自立支援統計システムを使用す るにあたって2015年(平成27年)4月9日第24回藤沢市個人情報保護 制度運営審議会において,藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」 という。)第8条一般的制限の事項に係る個人情報を取り扱うこと及び条例第 18条コンピュータ処理について諮問し,答申(第730号)を受けた。

2016年(平成28年)4月より(社福)藤沢市社会福祉協議会に,本事 業の一部を委託し,直営の「バックアップふじさわ」と併せて生活困窮者に対 する相談支援を一体的に行うことで相談支援体制の拡充を行った。これまで (社福)藤沢市社会福祉協議会において,専用端末(ノートパソコン)を設置 し,個人情報のデータ管理はエクセルを使用して情報の管理を行い,その情報 をもとに作成した統計資料を福祉総務課に報告を行い,これまでは福祉総務課 から報告を行っていた。

このたび,2017年(平成29年)度より国から福祉総務課及び(社福) 藤沢市社会福祉協議会に専用のIDとパスワードが新たに付与され,受託者の (社福)藤沢市社会福祉協議会が自立支援統計システムにて相談情報の管理を していくことが必要となり,また自立支援統計システムにて国への実績報告を 行うことが必須となるため,本事業に係る個人情報のコンピュータ処理を行う 必要がある。

以上の経過から,受託者である(社福)藤沢市社会福祉協議会における本事 業のコンピュータ処理について,藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問す るものである。

- (2) コンピュータ処理について
  - ア コンピュータ処理の必要性について

本事業は、市の責務として行う必須事業となっており、事業の一部又は全部を委託することも可能とされている。そのため2016年(平成28年) 4月より本事業の一部を(社福)藤沢市社会福祉協議会に業務委託を行った。 本事業を実施するにあたり、事務処理の適正化及び迅速化を図るため、国から提供される自立支援統計システムではそれぞれにIDとパスワードが付与され、ソフトウェアを専用端末にインストールして、相談情報の管理と入力 情報の統計処理を行い、国に報告することが義務づけられている。これまでは統計処理された資料を福祉総務課から報告を行っていたが、2017年 (平成29年)度より導入される自立支援統計システムではそれぞれにて報 告を行うことになったことから、受託者である(社福)藤沢市社会福祉協議 会においてもコンピュータ処理を行う必要がある。

- イ コンピュータ処理をする個人情報の項目 資料3「個人情報項目一覧表」のとおり
- ウ 安全対策及び日常的な処理対策について
  - (ア)個人情報に係るデータについては,専用端末で一括管理するが,当該端 末へのログオンについては,(社福)藤沢市社会福祉協議会地域福祉課長

に許可された自立相談支援員のみができることとし,当該端末を使用する 際は,同様に許可された職員に与えられたID及びパスワードの入力を必 要とすることで,容易に第三者が個人情報を閲覧できないようにする。

- (イ)当該端末の盗難防止のため、日常的にセキュリティワイヤーを取り付け、一日の業務終了後には、当該端末をファイリングキャビネット内に保管し、施錠することとする。
- (ウ)当該端末には,コンピュータウィルス対策ソフトウェアをインストー ルし,常に最新のウィルス定義に更新し,コンピュータウィルスに感染 することを防止する。
- (エ)国への実績報告については,入力したデータから「月次実績報告シート」を出力し,(社福)藤沢市社会福祉協議会の自立相談支援員が出力 されるZIPファイルデータを,国へ自立統計支援システムにより送信 する。

なお,自立支援統計システムより抽出したZIPファイルデータは統計 処理された情報のみであり,自立統計システムにより送信する際には,パ スワード付電子媒体(USBメモリ)を使用して専用端末からインターネ ットに接続できる端末(個人情報等はなく外部との接続のみに使用)にデ ータを移すこととするが,(社福)藤沢市社会福祉協議会地域福祉課長の 許可がないと電子媒体が使用できない設定を行い,作業終了後は速やかに 電子媒体からデータを消去する。

- (オ)自立支援統計システムのデータのバックアップについては,自立支援統計システムの支援ツール用バックアップツールを活用し,毎月1回バックアップファイルを作成する。そのデータは外付けのハードディスクに保存をし,鍵のかかるキャビネットで管理をする。またそのほかに紙ベースで個別ファイルを作成し,バックアップファイルの補完できるように行う。
- エ 個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー < 基本方針 > 」及び「藤沢市コン ピュータシステム管理運営規程」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保 に努める。
- (3)実施時期

2017年(平成29年)4月(予定)

- (4)提出資料
  - ア 資料1 国通知(厚生労働省)

生活困窮者自立支援統計システムの導入に当たって(留意事項)
(2016年(平成28年)4月18日発出)
生活困窮者自立支援統計システムの導入に当たって(留意事項・
その2)(2016年(平成28年)9月12日発出)
生活困窮者自立支援統計システムの導入に当たって(留意事項・
その3)(2016年(平成28年)12月27日発出)

イ 資料2 自立支援統計システム概要図

- ウ 資料3 個人情報項目一覧表
- エ 資料4 月次実績報告シート
- オ 資料5 業務委託契約書(案)
- 力 資料6 個人情報取扱事務届出書
- 3 審議会の判断理由

当審議会は,コンピュータ処理を行うことについて,次に述べる理由により, 審議会の結論のとおりの判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では,コンピュータ処理を行う必要性について,次のように述べている。

本事業は,市の責務として行う必須事業となっており,事業の一部又は全部を委託することも可能とされている。そのため2016年(平成28年) 4月より本事業の一部を(社福)藤沢市社会福祉協議会に業務委託を行った。 本事業を実施するにあたり,事務処理の適正化及び迅速化を図るため,国か ら提供される自立支援統計システムではそれぞれにIDとパスワードが付与 され,ソフトウェアを専用端末にインストールして,相談情報の管理と入力 情報の統計処理を行い,国に報告することが義務づけられている。これまで は統計処理された資料を福祉総務課から報告を行っていたが,2017年 (平成29年)度より導入される自立支援統計システムではそれぞれにて報 告を行うことになったことから,受託者である(社福)藤沢市社会福祉協議 会においてもコンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると,コンピュータ処理を行う必要性は認められる。 (2) 安全対策について

実施機関が2説明要旨(3)安全対策及び日常的な処理対策ウ(ア)から (オ),工において示す安全対策は次のとおりである。

- ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにする ための措置 ウ(ア)
  - イ コンピュータウイルスによるデータの破壊を防止するための措置 ウ(ウ)
  - ウ ネットワークからの情報流出を防止するための措置 ウ(エ)
  - エ 利用後にデータを確実に消去するための措置 ウ(エ)
  - オ 日常的な安全対策 ウ(イ),ウ(オ),エ

以上のことから判断すると,安全対策上の措置が施されていると認められ る。

以上に述べたところにより,コンピュータ処理を行うことは適当であると認 められる。

## 以 上